

## 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針評価基準

評 価 基 準	
A	計画時の目標以上に達成できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られ、施策の前進が認められるもの。
B	計画時の目標をほぼ達成し、事業を維持・継続して行ったもの又は経常事業で実施状況に変化がないもの。
C	計画時の目標を達成できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの